

第 10 回 全国健康保険協会船員保険協議会 議事録

開催日時：平成 23 年 5 月 25 日（水）10:30～11:30

開催場所：アルカディア市ヶ谷（私学会館）会議室

出席者：岩村委員、江口委員、大内委員、大谷委員、小坂委員、佐々木委員、立川委員、
田中委員、三木委員（代理藤岡）、渡部委員（五十音順）

議 事： 1．東日本大震災による船員保険関係の被害状況及び対応状況について
2．東日本大震災に対する政府の対応状況について【厚生労働省】
3．その他

神田次長 定刻より少し早いですが、皆様おそろいのようにございますので、始めさせていただきます。まず、協議会の開催に先立ちまして、このたびの東日本大震災により犠牲になられた方々に対しまして謹んで哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと思います。皆様恐れ入りますが、ご起立願います。黙祷。

（黙祷）

神田次長 ありがとうございます。ご着席ください。続きまして、当協会小林理事長より、一言ごあいさつ申し上げます。

小林理事長 本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

まず、このたびの未曾有の大災害により被災されました方々に、衷心よりお見舞い申し上げます。

とりわけ今回の震災は、地震直後に発生した巨大津波による被害が甚大であったことから、多くの船員保険加入者、船舶所有者の皆様が被災され、現在でも不自由な生活を余儀なくされている方々が多数おられます。また、この巨大津波により数多くの船舶や港などの関連施設が壊滅的な被害を受けられていることに加え、震災後に発生した福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示や、放射性物質の流出による水産物の出荷停止、周辺地域の水産物に対する風評被害が加わるなど、この震災による船員保険関係者の方々の被害は甚大であると存じます。

全国健康保険協会としては、これまでの間、厚生労働省からの指示を受け、被災された加入者の方々への当面の対応として、

保険証の提示なしでの医療機関の受診

医療機関を受診した際の一部負担金等の支払猶予

疾病任意継続被保険者の方の保険料納付猶予

一部申請書の記載の弾力化

などの措置を行ってまいりました。

併せて、「船員保険被災者専用フリーコール」の設置を行い、被災された加入者の方々からの相談に対応しております。

今回の震災で、改めて船員保険加入者や船舶所有者に対する船員保険の果たす責任の重さを痛感しております。今後とも、協会けんぽはもとより、他の医療保険者や日本年金機構、厚生労働省とも連携しながら、出来る限りの対応を行ってまいります。

船員保険を含む医療保険制度全体の震災に対する対応につきましては、後ほど厚生労働省から詳しく説明があると思いますが、先に成立いたしました「東日本大震災に対処するための特別の財政支援および助成に関する法律」において、

これまで猶予措置を行ってきた一部負担金等の免除

賃金の低下に伴う標準報酬月額の設定

保険料の納付免除

などの措置が行われることとなり、同日に成立した平成 23 年度第一次補正予算において必要な財源措置が行われることとされたところであります。

この補正予算にはこれらの経費のほか、港湾・漁港の復旧のための経費、中小企業や農林漁業者の事業再建等のための融資に必要な経費、漁船保険・漁業共済支払の支援経費、漁場・養殖施設等復旧対策の経費などが盛り込まれていると伺っております。これらの措置により、関係者の方々が一日も早く普通の生活に戻れることを祈っております。

重ねて、被災された地域の日も早い復旧・復興をお祈りし、挨拶とさせていただきます。

神田次長 続きまして、委員の交代についてご報告いたします。清水委員の後任として、全日本海員組合総合政策部長の渡部委員が 5 月 24 日付で委嘱されておりますので、ご紹介いたします。

渡部委員 ご紹介いただきました、全日本海員組合国際・国内政策局総合政策部長の渡部でございます。よろしくお願いいたします。

神田次長 また、本日オブザーバーとして厚生労働省保険局保険課にご出席をいただいております。4 月 1 日付で城全国健康保険協会管理室長が異動となっております。後任の後藤管理室長にご出席いただいておりますので、ご紹介いたします。

後藤管理室長 ご紹介いただきました、後藤でございます。皆さん方には大変お世話になっているというふうに教えていただきました。本日はオブザーバーということで出席させていただき、お礼を申し上げたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

神田次長 事務局からは以上です。

岩村委員長 それでは、ただいまから「第 10 回船員保険協議会」を開催いたします。ちょっと風邪をひいていまして、すみません、お聞き苦しいことをお許してください。

本日の出席状況でございます。菊池委員、田付委員および三木委員より、事前にご欠席というご連絡をいただいております。また、本日は欠席されておられます三木委員の代理ということで、日本内航海運組合総連合会の藤岡様にご出席いただいております。代理出席のご承認をいただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

岩村委員長 ありがとうございます。

藤岡代理 よろしく申し上げます。

岩村委員長 よろしく願いをいたします。

それでは、本日の資料の確認について、事務局のほうからお願いをしたいと思います。

神田次長 はい、それでは本日の資料の確認をお願いいたします。

本日お配りしております資料は、「船員保険協議会委員名簿」。それから、資料 1 といたしまして、「東日本大震災による船員保険関係の被害状況および対応状況について」。資料 2 といたしまして、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助および助成に関する法律の概要」。それから参考資料として、1 から 5 まででございます。ご確認をお願いいたします。

岩村委員長 資料の方はお手元におそろいでしょうか。それでは、本日の議事に入りたいと存じます。お手元にあります議事次第に沿って進めてまいります。

まず議題の 1 番目でございますが、「東日本大震災による船員保険関係の被害状況および対応状況について」ということでございます。これにつきまして、事務局のほうから資料 1 をご用意いただいておりますので、それにつきましてご説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

神田次長 はい、それでは資料 1 をご覧下さい。

まず 1 は被害状況でございます。船員労使団体の皆様からの情報などを基に整理しております。

まず内航海運でございますが、亡くなった方、行方不明の方が船員・ご家族併せまして 228 名、船舶につきましては全壊・部分損壊併せて 15 隻、社屋の全壊・部分損壊が併せて 25 社となっております。また、旅客船につきましては、亡くなられた方が 1 名、船舶の損

壊が合計で 48 隻、社屋につきましても東北 30 社のうち 22 社が被害を受けております。次に外航海運につきましては、船舶に 11 隻の被害があった以外は、人的被害はなかったようでございます。

一番下の部分でございますが、最も被害が大きいと思われず漁業、水産関係でございます。人的被害あるいは社屋の被害状況は分かっておらず、船舶の被害状況につきましては、水産庁の資料によりますと、漁船保険に加入している船舶につきましては、備考欄にございますように、船員保険の適用とならない 5 トン未満の小さな船舶も含まれておりますが、これまでに判明している被害に遭った漁船数は 2 万 723 隻となっております。なお、岩手、宮城両県につきましては壊滅的被害といわれておりますが、全容はまだ把握できていない状況でございます。

続きまして 2 ページでございます。23 年の 3 月時点の被災地域の船員保険の加入者数および船舶所有者数になります。災害救助法適用地域内の加入者数で見ますと、加入者全体約 13 万 7,000 名おりますが、これの 15%に当たります 2 万 716 人、船舶所有者数で見れば全体の約 7%に当たる 411 ございます。岩手、宮城、福島 の 3 県で見ますと、加入者で全体の 12%、船舶所有者で 5%となっております。なお、船員保険被保険者は全国で約 6 万人おり、そのうちの漁船員は約 3 割といわれておりますが、被災地域に限って見ますと約 8 割が被害の大きいと思われる漁船員となっているところでございます。

続きまして 3 番のところでございますが、震災の特別法成立までの船員保険の対応状況でございます。

1 つ目が、保険証がなくても医療機関で受診できる措置。それから、保険証の再交付の手続きを柔軟に行ってきたております。なお、被災地域の保険証の再交付の件数は、5 月 13 日現在で 583 件ございます。

3 ページになりますが、医療機関受診時の一部負担金の支払猶予や疾病任意継続被保険者の保険料の納付猶予、それから傷病手当金の申請の弾力的な運用、社会保険料の納期限の延長、さらには 4 月 25 日から被災者のための専用フリーコールの設置を行って、被災者の相談に対応しているところでございます。

続きまして 5 ページになります。5 ページの資料は参考といたしまして、国土交通省が作成しております航路別の旅客船の運航状況、被害状況でございます。被害状況の欄をご覧くださいますと、航路によっては船舶や社屋に被害が出ております。

それから、またおめくりいただきまして 7 ページから 11 ページまで、これにつきましては水産庁のほうで集計しております水産関係の被害状況になります。7 ページ一番下の欄、被害額合計で、現時点で 8,900 億円強となっております。

おめくりいただきまして 8 ページですが、水産関係のうち漁船保険加入の船舶の都道府県別の被害状況の資料になります。東北地方はもとより、四国、九州地方にまで被害が及んでいる状況がお分かりかと思えます。船員保険の適用とならない 5 トン未満のものも含めまして、これまで約 2 万隻、被害報告額は 1,380 億円強となっております。

次の9ページから11ページまでは、漁港施設や養殖施設、市場、水産加工施設などのそれぞれの被害状況でございますが、説明は省略させていただきます。

飛びまして13ページをお開きいただきたいと思います。別添3でございます。船員保険部のほうで把握しております自治体ごとの船舶所有者数、加入者数になります。特に被害が大きいと思われる岩手県、宮城県の加入者数をご覧くださいますと、それぞれ4,311人、あるいは1万620人と加入者の数が多くなっているところでございます。

最後の15ページ、16ページでございますが、これにつきましては先ほどご説明いたしました船員保険のこれまでの対応状況をチラシにいたしまして、関係機関にお配りして、周知しているところでございます。以上で資料1の説明を終わります。

岩村委員長 はい、ありがとうございます。ただいまご説明いただきました点につきまして、ご意見あるいはご質問などがありましたら、お願いをしたいと思います。大内委員どうぞ。

大内委員 ちょっと質問が1点と、意見を述べてみたいと思います。

まず、資料の1の3ページのところで、フリーコールの設置をされて相談件数が81件ということで報告されていますが、差し支えなかったらこの相談の中でどのようなことが多かったのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

それから、水産庁の出された資料を基にご説明をいただきましたけども、実は漁船のといえますか、私どもに関係するところで遠洋、近海、沖合漁船のメンバーが主体でございますが、その中で特にサンマ漁船だとかサンマ漁に出漁する漁船、これはまだ出漁ではございませんで、8月の半ば過ぎに出漁予定ということになっておりますが、これらの船が被災を受けたり、あるいは乗組員の家屋が被災を受けたりというようなことで、大変な状況になっております。

このことはちょっとさかのぼりますと船員保険時代、社会保険庁時代から今の全国健康保険協会に移行するにあたって、実は漁船員の雇用保険の問題をどうするのかということ、我々としては全漁船員に雇用保険を適用してほしいという話をこの場で申し上げた記憶が、前の懇談会るときからそういうお話を申し上げました。しかし、現実的には当時の制度をそのまま横滑りをさせて、そのままそういう問題についてやっていくんだというような流れだったというふうに記憶をしております。そこで、実はサンマ漁船の乗組員、これはいまだに雇用保険が適用されておられません。

それからもう一つは、中型イカ釣り漁船、これはもう八戸を中心にだいが災害を受けて、半分くらいはもう出漁不可能という状況になっております。これらの乗組員も、実は雇用保険が非適用になっております。今、被災状況と対応ということでお話しいただきましたけども、その対応の中でぜひ今、これを機にというつもりはございませんけども、前々から私どもは主張しておりましたけども、ぜひ漁船員の雇用保険の適用拡大といいま

すか、全漁船員を対象としてほしいということで申し上げたいと思います。

併せて、陸上の雇用保険の適用者、適用範囲というのは、当時もご説明いただいたような記憶がございますけども、当時の記憶をたぐりますと、要は日雇い労働者であっても、一定の条件の下で雇用保険が適用されるというような記憶もございます。そういうことからしますと、当然今申し上げたような漁船船員の雇用保険というものも、当時申し上げましたけども、ここであらためて雇用保険の適用ということを申し上げたいと思います。以上でございます。

岩村委員長 はい、ありがとうございます。では、事務局お願いします。

神田次長 それでは 1 点目のフリーコールの相談内容でございますが、主なものとしたしまして保険証の再交付の相談。それから、疾病系保険の加入の手続きの関係。それから、同じく疾病任意保険の保険料の納付相談といたしますか、そういった関係。あとは給付関係で傷病手当金の支給に関する相談。こういったものが主なものになっております。

岩村委員長 はい、今の点は大内委員、よろしいでしょうか。

大内委員 はい。

岩村委員長 後者のほうは厚労省ですが、保険局の所管でもないので、ちょっとそのところをお願いします。

西辻保険課長 はい、保険局でお答えできる話かどうかという問題はあるんですけども、平成 19 年の改正のときには基本的には適用関係というのは何も変更せずに、そのまま今の制度になってきているということかと思えます。

そもそもサンマ漁船とかイカ釣り漁船、こういったところで働いておられる漁船の乗組員の方の問題もそうですし、今、社会保障の一体改革の中で、そもそもできるだけ被用者保険の適用を拡大していこうという議論もあります。これは雇用保険の話で、いわゆる業務外、職務外の保険・年金の話とはちょっと違うんですが、そういった議論も一方ではありますが、いずれにいたしましても雇用保険の話という形になりますので、今日そういったご指摘があったということにつきましては、雇用保険の担当部局のほうにも申し伝えたいというふうに考えております。

岩村委員長 よろしゅうございましょうか。その点はちょっと、今日はたぶん保険局でも即答できなくて、今お話があったように所管局の雇用保険担当部課のほうに伝えて検討するということになろうかと思えますが。

大内委員 ちょっといいですか。一言だけ。

岩村委員長 はい、大内委員どうぞ。

大内委員 今、ご説明いただきましたけども、そもそも船員保険はもともとは統合保険でございまして、雇用保険あるいは失業保険部分が雇用保険に統合されていく。それから、職務上災害部分は労働災害保険に統合されていく。今現在そういうことになって、3つに分かれちゃった。しかし、もともとは1つだったんです。

ですから、そのときに私どもとしては、陸上の制度とまったく同じ扱いをしてほしいということを申し上げてきたわけで、そういうもともと1つあったところで私がこういうお話を上げると、それは雇用保険部分はこっち、労災部分はこっち、船員保険部分はこっちというふうに説明をされますと、ものすごく違和感を感じるわけです。

確かにそういう扱いは違っているとは思いますが、もともと1つだった部分がそういうふうに分解をされたということでございますから、ぜひその辺について厚生労働省のほうで早急にご検討いただきたい。これは震災でもってこういう状況が、今、生まれていまずし、これからも生まれてくるという状況でございますので、ぜひお願いをしたいと思えます。以上でございます。

岩村委員長 ありがとうございます。そういうご意見があったということで、伝えていただくようお願いをいたします。

ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。それでは、議題の1については以上ということにさせていただきます、次に議題の2番目に移ることにいたします。

こちらは、「東日本大震災に対する政府の対応状況について」ということでございます。これにつきましては先ほどご説明がございましたが、厚生労働省のほうから資料の提出をいただいておりますので、それについての説明をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

西辻保険課長 はい、ではあらためまして、保険課長でございます。お手元にお配りさせていただいている資料の2でございます。その後に参考資料が何種類か、これは通知でございまして、付いておりますが、大部ですので後ほどまたご覧いただければというふうに考えております。

資料2に沿ってご説明をさせていただきます。冒頭の理事長のごあいさつでもございましたが、3月11日の震災およびその直後の巨大津波の発生以降、医療保険の分野に関しましてもいくつかの対応を取らせていただいております。

それは、1つは保険証なしで医療機関で受診していただくということであったり、その際の一部負担金の支払いを猶予するという、あるいは保険料の支払いを猶予するというもの等々、いろんな手続き面での取り扱いを行ってきたわけですが、先般そういった猶予等を行っているものを中心に、医療保険の分野に関しましても特別の法律を作るとともに、併せてそのための財政援助の措置というものを行うということで、5月2日に法律それから予算とも成立をしたところでございます。

資料2の1枚目は、その法律の概要でございます。5点ほど書いてございますが、1番目が入院時食事療養費等の額の特例、これは医療機関に入院したときに入院時食事療養費というものを負担をしなければいけないということになるわけですが、それにつきまして厚生労働大臣が定める日までの間は自己負担額を免除しますと。もともと医療機関にかかったときに払わなければいけない3割分の一部負担金、これにつきましてはすでに船員保険法の中で免除する規定がございます。3月11日以降、これは猶予という扱いでお願いをしてきたところでございますが、この法律の成立に伴って、そこをあらためて免除していただいて、そのための財政措置というものを講じるということでございます。

それから、2点目が保険料の免除でございます。震災あるいは津波によって船舶が流された、あるいは事務所が被災したといったようなところで、実際には報酬の支払いに著しい支障が生じているという事業者の方はたくさんあるかと思っております。そういった方々につきまして、支払いの猶予を行っていた保険料につきまして免除ということで、これは法律を作成して特例措置を設けたということでございます。実際には3月分にさかのぼって、3月分から最大で1年後の平成24年の2月分の保険料までということでございます。

それから、標準報酬月額額の改定の特例でございますが、従来船員保険ですと報酬の額が変動した場合には、その変動したものをその翌月から標準報酬の月額あるいは日額として使用させていただくということになっておりましたが、今回の震災によりまして、まさにその月から給与が払えない、保険料も払えないというケースが相当出てくるであろうということで、著しい給与の報酬の変動が生じたその月から、報酬月額・日額の額を改定するというふうな特例を設けたところでございます。

併せて各種の現金給付がございます。これは陸上の健康保険でもございますが、特に船員保険は職務外のものに加えて、職務上のいろいろな現金給付の上乗せ、労災制度の上乗せも含めて多様な給付がございますが、これらにつきまして、基本的には標準報酬月額を改定する、つまり低く下げるということに伴って、この給付額が下がるということを基本的に避けましょうというふうなことで、手当をしているものでございます。これも平成24年2月までの間のものが基本的には対象になるということでございます。

それから4点目が、死亡を支給事由とする給付の特例でございますが、船員保険で定められている死亡を支給事由とする給付の特例、例えば葬祭料の支給ですとか遺族一時金、こういったものにつきましては、基本的には死亡が支給事由ですので、明らかに死亡が確認できなければ、通常は民法の規定に基づきまして危難失踪ということで、1年たつて失踪

宣告が行われるまでは死亡が確定しない、つまりそのときまでは給付ができないということになるのですが、今回特例を設けまして、今般の震災によって行方不明となった方については、3カ月間生死が分からない場合については震災の発生日、3月11日にさかのぼって死亡したものとして推定をして、各種の給付を行うということで、特例を設けたということでございます。これは厚生年金保険あるいは労働者災害補償保険等、死亡給付を含む各制度につきましても、同様の措置が講じられているということでございます。

1番目と2番目、これは陸上の制度と共通でございます。3番目の傷病手当金、出産手当金、これは陸上の健康保険と共通ですが、それ以外の部分、それから4番目の部分、これについては健康保険制度にはない船員保険の特例措置という形になります。いずれも5月2日の公布日ないしはそれ以前にさかのぼって施行するというので、現在取り扱いをさせていただいているところでございます。

それから、おめくりいただきまして、2ページは特例措置の対象となる区域でございます。3ページ目が「東日本大震災に係る医療保険制度の財政支援措置」ということで、先ほどご説明申し上げた法律と併せて、その特例措置を講じたことに伴う保険者の財政負担、こういったものに対して行う財政支援についての資料でございます。基本的には一番大きなところが、保険料が入ってこないというところだと思います。それはさっきの標準報酬の額の改定の特例を設ける、あるいは報酬が払われない、又は報酬の等級表の下限までいった方々については保険料を免除しましょうと。これは事業主負担分、本人負担分を含めて免除しましょうということ、それに伴う財政支援を行うということでございます。

それからもう1つは、一部負担金の減免、医療機関を受診された際に、その方の家屋が全半壊であるとか、あるいは生計維持者が亡くなられたなど、いくつかの要件を満たした場合には、一部負担金を減免するというようにしておりますので、それに伴う財政措置というものも必要だろうということでございます。

ただ、これらは第一次補正予算に乗せていますので、4月の早い段階で係数をまとめて、それで補正予算を4月の下旬に提出いたしまして、5月2日に成立しております。実はこのときに、船員保険の財政措置の影響額ということで、積算は、今日、冒頭で資料の1でご説明いただいたような具体的な被災のデータみたいなものに基づいているわけではございません。これは一定の被災があっただろうという仮定の下に数字をつくっておりますので、すでに5月2日以降、新しく分かってきた状況もありますし、これからも特に漁船関係を中心に、実際の具体的な被害状況等もまた明らかになってくると思いますので、そういったものも踏まえて、私ども厚生労働省としては、今後の補正予算の中で、必要な財政措置というものを検討していきたいというふうに考えておるところでございます。資料の説明は以上でございます。

岩村委員長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきましたことにつきまして、ご意見あるいはご質問がありましたら、お願いしたいと思います。は

い、田中委員どうぞ。

田中委員 はい、議題の 1 とも関連をするのですが、いろんな措置について今ご説明を受けました。まさしくこういったときに、いろんな措置を講じていただかないと、こういう仕組みそのものが崩壊をしてしまうということでございます。厚生労働省のいろんな震災後の対応については、私もその他の委員会にも参加をしておりますけれども、大変スピーディーにいろんな諸策を出しているというような意見も出されておるようですし、そういった迅速な対応については率直に敬意を表したいというふうに思います。

その上で、まさしくこの地域が地震、特に津波による甚大な被害を受けているということで、船員保険に係る船員ならびに事業者の被災というのは、ほかの産業に比べて圧倒的に比率としては大きいという状況がまずございます。そこで、いろんなこういう措置を議題の 1 で船員保険協議会として講じると。

また、厚生労働省から国としてのいろんな措置が、今、説明があったわけですが、こういったものが実際の事業者なり船員に、具体的にどういうふうにさせれば、浸透するのかということ、しっかり対応してもらいたいということでもあります。

さっきもありましたけども、許認可の問題とか部署の問題、あるいは省庁の違い等で違うわけですが、このいろんな措置の中で、例えば事業者の中では、この震災で被害でもって受けて、船員を雇用したまま失業保険の給付ができるとか、雇用調整助成金、これは国土交通省が関連すると思いますけども、それからこういった船員保険のいろんな措置、船員保険に限らずいろんな保険の措置とか減免とか、こういったさまざまな措置がいっぱい取られているわけですが、非常に分かりにくいということです。

特に今、現地の状況というのは、事業者そのものも相当被災をしております。通信がまず通常の状態でないことが多いと思います。ネットの環境がまだ十分でないというような状況。それから、人的な被害もかなりあって、職員が通常の数より非常に少ない。あるいは相談する、あるいは手続きをする自治体そのものが、機能していないとは申しませんが、十分に対応できていないというのが実態だというふうに思います。そこで、省庁というか、それぞれの対応が、複合的にできるような対応をぜひしていただきたいと思いません。

船員保険の先ほど議題 1 で、フリーコールで窓口を設置したということで、これは大変ありがたいと思いますけども、こういった中には当然、今、言ったような複合的なことで、例えばその事業が存続し得るのか、船員を解雇しなくても息継ぎができるのかとか、ケース・バイ・ケースでいろんなケースがあると思うんですが、いったい今現在どういう措置があって、その事業者において、どういう形であれば一番そういった、いろんな震災に係るさまざまな措置が有効に利用できるのかということ、通常とは若干異なりますので、一步踏み込んで、そういう説明をしっかりといただきたいですし、できましたらモデルケースですよ。具体的に水産業であったり、あるいは旅客船とか内航もあるんですけど

も、その地付きの船舶、そういったところの被災が非常に大きいわけですから、船員に対する啓蒙だけではなくて、実際その船員を雇用している事業者が、うまくこの震災に対する今の状況を乗り切れるいろんなさまざまな諸策を、有効に活用できるような方法をぜひ取っていただきたいなというふうに思います。

それは被災地のあれなんですけども、もう 1 つ今回の津波の被害、特に三陸地域は、事業者のみならず内航・外航全分野の船員の一大供給地域であります。ですから、船員の多くは家族をこの地に残して乗船しているという状況ですから、家族の対応、保険証の話もそうですけども、いろんな意味で安心して乗船が継続できるような情報提供をぜひお願いしたいですし、通常ですとインターネットで閲覧をする、あるいは自治体の窓口に行ってパンフレットをもらうとかということが、非常に難しい状況にもあると思いますので、その辺は工夫をして、1 枚ものでこのパンフレットを、参考資料の 5 ですかね、こういった非常に分かりやすいと思います。こういったものがうまく配布をされる、自治体のほうにもしっかり渡るといふことと併せて、これらについても厚生労働省あるいは国土交通省と十分連携を取って、対応をお願いしたいというふうに思います。

現地の被害は人的な被害、それから書類の喪失だけでなく、いろんなそういう窓口対応している人も含めて被災をしておる状況ですから、かなりそういったことを投げるだけじゃなくて丁寧に、こういった場合はこういうふうに使えよというようなことを、ぜひお願いをしたいというふうに思います。以上でございます。

岩村委員長 はい、ありがとうございました。それでは、事務方のほうで。では、厚生労働省さん、お願いします。

西辻保険課長 はい、では私の方から。何点かご指摘をいただきました。確かに私ども、3 月 11 日以降いろんな施策を講じてきたところで、その後、法律等も含めて、できるだけ被災された方、被保険者の方、被扶養者の方、それから事業主の方が何とかちゃんと医療を受けられるように、あるいは事業ができるだけ早くまた復活して軌道に乗るよというように、できるだけことをやりたいというふうに考えております。

国会審議でも議論になったんですけども、こういった施策が、本当に船員の方あるいは事業主の方に、ちゃんと浸透しているのかどうかということが非常に重要であって、事実、私どもも東北の 3 県を中心として、職員を派遣しておりますけれども、そういったところから情報収集する中でも、やはり我々のやっていることが、必ずしも十分に浸透していないと感じざるを得ないケースもございます。

協会けんぽ（全国健康保険協会）のほうでは、フリーコールを設置したというふうなご説明がさっきございましたが、私どもも、いろんなパンフレットを作るですとか、避難所を回って、いろいろな張り出しをしますとか、もちろん自治体を經由してということもやっておりますが、自治体につきましても、先ほど田中委員からご紹介があった通り、必ず

しも通常の機能が果たしているかどうかというと、なかなか難しいところもございます。ただ、できるだけいろいろな施策を講じたつもりですので、そういったものがやはり、ちゃんと実効性のあるものとなっているのかどうかということは、非常に重要なご指摘ですので、引き続きまた多くの方に、浸透していくような形で、私どもも取り組んでいきたいというふうに思っております。

岩村委員長 ありがとうございます。では、船員保険の高原理事、お願いします。

高原理事 協会としての対応についても、若干ご説明をさせていただきます。田中委員がご指摘のように、お一人お一人の加入者や船舶所有者に、どうやってきちんと情報を届けていくかということは、非常に大事なことだと思っております。私どもも通常ホームページを中心に広報をさせていただいていますが、やはりこういう時期ですので、例えば避難所にいる方に対して、紙媒体で見えていくというのが有効だろうということで、ちょっと字は小さくて恐縮なんですけれど、裏表で1枚のチラシを作って、協会の支部や各年金事務所にご協力もいただいて、情報を提供させていただいております。また、船員労使団体の広報紙に掲載をしていただいたりといったご協力もいただきながら、周知をさせていただいております。こういう情報をきちんと届けることに加え、いろいろなお問い合わせに対しては、ほかの分野の情報も含めて、できるだけ丁寧に対応させていただきたいと思っております。

特に、後ほどご説明させていただきますけれど、7月1日から医療保険の取り扱いが変わる部分がございます。これをできるだけ、きちんと6月中に周知の上、免除証明書の発行を行っていかなくてはいけないと思っておりますので、私どもも全力で努力してやりますけれど、船員の労使団体の皆様にも、ぜひご協力をお願いできればと思いますのでよろしくお願いいたします。

岩村委員長 はい、田中委員、どうぞ。

田中委員 はい、ありがとうございます。私たち全日本海員組合も実は、北は八戸から南は小名浜まで、三陸、東北地域、6カ所の支部、事務所に、すべて雇用対策の相談窓口を設置しております。ここに相当な今、問い合わせ、相談が来ております。それはいろんな立場の人です。別に今、事業に問題がなくても、今後、見込めない、例えば旅客も激減をしていて、会社がどういう対応をするんだろうかというようなこともありますし、また事業者さんからも、いろいろな情報を教えてほしいとか、いろんなことがあります。ですから、おそらく今回、フリーコールを設置されている中で、質問は、船員保険の部分だけによらないかもしれないです。船員保険に係る部分でない質問も、フリーコールにはいろいろ寄せられてくると思っておりますので、そこはうちの担当ではございませんということじゃなくて、

そこら辺の情報については、しっかりぜひ厚生労働省さんと連携をして、またさらに自治体、あるいは国土交通省との連携を要する部分については、そういう情報提供なり、横断的な対応を、ぜひタイムリーにやってもらいたいです。ここ数カ月を、いかに事業存続をさせて乗り切るかということが、震災の、現時点の対応だと。これをここ数カ月、こういういろんな取られた措置を、実際に活用することで乗り切っていくということが、大変重要になると思いますので、窓口の業務は大変だと思いますけど、ぜひこれを生きた窓口にしていただきたいというふうに思います。以上です。

岩村委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、議題の 2 は以上ということにさせていただきます、次の議題「その他」ということでございます。これについては、参考資料の 5 というのを事務局のほうからご提出いただいていますので、それについてのご説明をいただきたいと思います。

神田次長 はい、それでは最後にございます参考資料の 5、1 枚物になりますが、これをご覧ください。ただ今、厚生労働省のほうから震災に関する特別法の説明がございました。また、田中委員からも、よりきめ細かな広報というご指摘もちょうだいいたしました。このチラシでございますが、今回の特別法の施行などを踏まえまして、船員保険での今後の対応について取りまとめた広報用のチラシの案でございます。簡単にご説明させていただきますと、まず 1 番として、6 月までは保険証がなくても医療機関に受診できましたが、7 月以降は保険証の提示が必要になるということでございます。このため併せて保険証の再交付のご案内も掲載させていただいております。

それから、2 つ目として、これまで支払いが猶予されていた受診時の一部負担金。これにつきましては今後、免除という取り扱いになりますが、このチラシの一番下の(4)にございます通り、一部負担金の免除を受けるためには、7 月以降は一部負担金等免除証明書という証明書が必要になりますので、これにつきましては協会の船員保険部のほうに、申請していただくこととなります。なお、すでに免除の対象となる方で、一部負担金をお支払いいただいた方も中にはあるかと思いますが、こういった方々については一部負担金を還付するという仕組みを併せて設けることとしております。こういった免除証明書の申請、あるいは一部負担金の還付の請求方法、こういった手続き、具体的な手続きにつきましては、今後、船員の関係団体様にも、速やかにご連絡するとともに、私どもも十分な広報に努めていきたいと考えております。

それから、裏面でございますが、3 番といたしまして、先ほどもご説明がございました傷病手当金や休業手当金、あるいは葬祭料などにつきまして、来年の 2 月までは報酬が低下した場合にも、従前の報酬による給付を行うということを説明してございます。

それから、下のほう、4 番の「その他」の欄でございますが、これは年金機構で行う事務

でございますが、併せまして標準報酬の改定の特例、あるいは保険料の免除を対応いたしますということ、併せて記載させていただいております。以上です。

岩村委員長 ありがとうございます。ただ今、ご説明いただきましたけれども、これにつきまして、ご意見あるいはご質問等ございますでしょうか。

私のほうから 1 点だけですが、お願いですけれども、今度、免除になるときは証明書が必要だということで、残る期間があまりないものですから、ぜひそのところは、免除証明書の発行等がスムーズにいくように、よろしくをお願いをしたいと思います。これがうまくいかないと、たぶん 7 月以降、病院の窓口、医療機関の窓口で混乱する可能性がありますので、元のところに皆さんいらっしゃらなくて、避難所に行ったりとかされているので、なかなか、先ほどもお話があったように、広報は大変だと思いますが、そのところはよろしくをお願いをしたいと思います。

あともう 1 点、余計なことなんですけど、医療機関のほうは、被災地のほうはどういう状況なのかということだけ、ちょっと簡単にお話しいただければと思います。

西辻保険課長 医療機関でも、特に 3 県の中にある診療所等で、かなり家屋等が被災した医療機関というものがございます。なかなか速やかに、診療機能が立ち上がらないといったところ、それから特に医療保険の関係では、レセプト関係のコンピューターとか、いろんな書類とかが流されてしまって、なかなか診療報酬の請求が難しいといったところがあると承知しております。そういったところにつきましては、概算の請求を認める特例を講じるというふうなこともやっておりますし、それから補正予算で、医療機関の復旧のための費用についても、補助を行うといったようなこともやっております。3 月と比べて 5 月に入ってくると、まだ本来のレベルまで戻っていない医療機関はもちろんございますけど、復活してきた医療機関も相当あるという感触は持っております。

岩村委員長 ありがとうございます。そのほか、いかがでございましょうか。

西辻保険課長 よろしいでしょうか。

岩村委員長 はい、どうぞ。

西辻保険課長 1 点だけちょっと申し上げさせていただきますが、この協議会ではなくて、船員保険に関する懇談会の関係でございますが、先般 3 月 7 日に開かれまして懇談会におきまして、以前、ご提案をいただいていた、労災と船員保険のいろんな給付関係の日額の相違、これをどうするのかということでご議論いただきました。協議会と懇談会は違うんですけど、委員の皆様、重なっておりますので、皆様、もうご案内かと思っておりますけれども、

いろんな論点はあるんですが、それから仕組みにしても、法律を改正してやるのか、特別支給金でやるのかといった問題等、いろいろあったんですけど、とにかく非常に影響の大きい方がいて、できるだけ速やかに特別支給金でやりましょう、また船員保険協議会のほうで具体的な仕組みについて、ご協議いただくということで、おおむねコンセンサスがあったというふうに承知しております。震災関係で全国健康保険協会のほうもかなりお忙しいかと思えますし、また特別支給金の具体的な支給方法についても、内部でご検討いただいているんだと思うんですが、3月7日の経緯もございますので、また近い将来、協議会において、そのあたりの具体的な仕組みについてご提案いただいて、協議会の場でご議論いただくということをお願いしたいというふうに思っております。

岩村委員長 はい、ありがとうございます。今のことも含めて何かございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

そうしますと、今日、予定しました議題は以上でございます。ということでございますから、本日の船員保険協議会は、これで終了させていただきたいと思えます。

今後の日程等につきまして、事務局のほうから説明をいただきたいと思えます。

神田次長 次回の船員保険協議会につきましては、22年度の決算および事業状況報告を中心といたしまして、時期的には7月の中旬ないし下旬を予定しております。日程につきましては、追って調整させていただきます。以上です。

岩村委員長 はい、ありがとうございました。それでは、今日はこれで閉会とさせていただきます。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

(終了)